

## 豊川市公契約審議会運営要領

平成30年10月10日審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市公契約条例（平成30年豊川市条例第22号）第20条の規定に基づき、豊川市公契約審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開又は非公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認める場合において、出席委員の過半数の同意を得たときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議開催の周知)

第3条 会議の開催の周知は、市ホームページに周知事項を掲載することによるものとする。

2 周知事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会の名称
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 会議の議題
- (4) 傍聴者の定員及び傍聴の手續
- (5) その他必要な事項

(会議の公開)

第4条 会議の公開は、傍聴により行う。

2 傍聴に関する取扱いは、別に定める。

(会議録)

第5条 会議を開催したときは、会議録を作成するものとする。

2 会議録は、原則として公開するものとし、公開は、市ホームページに掲載する方法による。

3 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会の名称
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 会議の内容
- (5) その他必要な事項

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年10月10日から施行する。